

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども政策課
報告書ページ	81	区別 の番号	指摘事項 意見	
指摘事項等 の内容		<p>今後の児童数の動態を考慮した地区割の検討について</p> <p>開放学級（放課後学級）の利用者数合計について、令和2年度の444千人から令和4年度は484千人と10%近く増加しており、登録者数の増加が令和2年度の5.0千人から令和4年度は5.3千人へと約6%の増加であるため登録者数の増加以上の利用者数の増加となっている。また、地区別利用者をみても、全ての地区において令和2年度から4年度にかけて利用者数は増加しているが、地区ごとにより増加割合は異なり増加割合が最も低いC地区が約4%，最も高いD地区が約15%と4倍近い差がある。また、開放学級（放課後学級）の学校ごとの利用者をみると、学校によっては大きく利用者数が減少している。現行の地区割において最も利用者数の多いB地区は最も利用者数の少ないC地区の2倍を超えている。事業実施の効率性の指標の一つとなる利用者1人当たりの委託料について、令和2年度から4年度までにおいて各地区において大きな変動はなく、また地区ごとにおいてもそれほど大きな差は見られない。</p> <p>しかし、今後の児童数の減少や地域ごとの人口動態によっては、現行の地区割における利用者数の差の拡大や地区によって事業実施可能事業者が限定され、委託事業の効率的な実施に影響を与える恐れがある。現行の地区割における各地区の利用者の推移を注視しながら、今後の事業委託における地区割について慎重に検討されたい。</p>		
講じた措置 の内容等		今後、事業委託における地区割については、児童数の推移等を注視しながら、委託契約の更新時等において適切に判断する。		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和5年度	所管課 (措置実施課)		こども部幼児保育課																		
報告書ページ	138	区分別 の番号	指摘事項 意見																			
		保育料の滞納対策について 保育所等を利用するにあたっては、保護者から保育料等を受け取ることになっているが、これらの料金について未納となっているものが下記のようにある。(経過月数は、利用者が保育所を利用した月数を意味し、滞納が始まった月から令和5年3月末までの月数ではない。)																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過月数</th> <th>延べ人数</th> <th>合計金額</th> <th>構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6</td> <td>15</td> <td>789,500</td> <td>17.8%</td> </tr> <tr> <td>7~12</td> <td>5</td> <td>923,210</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>13~37</td> <td>5</td> <td>2,713,040</td> <td>61.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25</td> <td>4,425,750</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率	1~6	15	789,500	17.8%	7~12	5	923,210	20.9%	13~37	5	2,713,040	61.3%	合計	25	4,425,750	100.0%
経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率																			
1~6	15	789,500	17.8%																			
7~12	5	923,210	20.9%																			
13~37	5	2,713,040	61.3%																			
合計	25	4,425,750	100.0%																			
指摘事項等 の内容		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過月数</th> <th>延べ人数</th> <th>合計金額</th> <th>構成比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6</td> <td>2</td> <td>13,000</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> <td>13,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率	1~6	2	13,000	100.0%	合計	2	13,000									
経過月数	延べ人数	合計金額	構成比率																			
1~6	2	13,000	100.0%																			
合計	2	13,000																				
		上記のうち、最も古いものは平成23年度のものとなっている。また、最大1百万円を超える保育料を滞納している利用者も存在している。 保育料等の滞納の原因としては、様々なものが考えられるが、昨今の諸物価の高騰等により家計が窮乏し、払う意思はあれど払えないという場合も以前より多くなっていると思料できる。 とはいっても、そのような状況でも保育料を納めている利用者との不公平が生じないように、滞納金額を減少させることが必要である。 滞納が発生した場合には原則として、以下の流れをとる。																				
		<table border="1"> <tr><td>1 滞納発生</td></tr> <tr><td>2 電話による自主的返納の呼びかけ</td></tr> <tr><td>3 督促状の送付</td></tr> <tr><td>4 財産調査</td></tr> <tr><td>5 差押</td></tr> <tr><td>6 差押財産の見積</td></tr> </table>				1 滞納発生	2 電話による自主的返納の呼びかけ	3 督促状の送付	4 財産調査	5 差押	6 差押財産の見積											
1 滞納発生																						
2 電話による自主的返納の呼びかけ																						
3 督促状の送付																						
4 財産調査																						
5 差押																						
6 差押財産の見積																						

7 配当

水戸市においては、納入義務者が納期限までに納付しない場合には、納期限後 20 日以内に督促しなければならない旨定められており、督促はその通り行われている。しかしながら、その後の財産調査の結果、差押ができないケースが多いのが現状となっている。

これは、給料等の差押禁止の基礎となる金額が定められており、対象者の財産調査の結果、差押可能な金額に満たないことが多いのである。

法第 76 条第 1 項第 4 号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間 1 月ごとに十万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき四万五千円を加算した金額）とする。

（国税徴収法施行令第 34 条）

上記の規定によれば、例えば夫婦と子 1 人の世帯においては 19 万円を超えた部分についてのみ差押が可能となるが、財産調査の結果、判明した財産が差押可能となる金額を超えることが少ないのである。そのため、財産調査を行ったにもかかわらず、結果として差押が可能とならないケースが多い。実際に、令和 4 年度において財産調査を 10 件行っているが、結果として差押に至ったケースはなかった。

上記の滞納の内容を詳細にみると、1 年超の滞納期間となっている利用者は 5 名で、その金額は 2,713,040 円となっている。つまり、20% の人数で金額的には 61.3% を占めていることになる。特に令和元年の 10 月からは、3 歳～5 歳児の保育料が無償化となっている。つまり、滞納は 0 歳～2 歳児の保育で発生していることになる。そのため、出来るだけ滞納の初期に回収することが滞納額を増大させないためには肝要であると考える。長期の滞留となればなるほど、学齢があがり保育所の利用が終わってしまっていたり、水戸市から転居してしまっているケースも多くなり回収が困難になる。

保育料等の滞納については、現状幼児保育課で対応しているが、保育料を滞納している納入義務者は、市民税や国民健康保険料等についても滞納している可能性がある。幼児保育課では、このような他の滞納の有無については、情報を共有していない。これは、幼児保育課の問題ではなく市全体の問題とも考えられる。このような状況では、例え保育料の

	<p>滞納が少額なものであっても、他の滞納が多額となっている場合には、少額の保育料についても回収は困難と考えられる。</p> <p>そのため、滞納については各部署と情報を共有し市全体での滞納額を把握し、金額の多寡により、個別の部署に回収を委ねるのではなく専門的な部署（あるいは外部委託）での回収を行い、滞納額全体を減少させすることが望まれる。</p>
講じた措置の内容等	<p>指摘のあった事項については、市全体で、滞納金の回収手法を検討しているが、保育料については強制徴収公債権であることから、市が滞納処分をすることができるため、外部委託することなく市で徴収を行うこととした。</p> <p>今後も、全庁的に滞納についての情報共有等を図り、引き続き、効果的な回収手法を検討していく。</p>